

# 市原市道路占用工事共通仕様書

# 市原市道路占用工事共通仕様書

制 定 平 成 2 1 年 4 月 1 日

市原市道路占用規則第10条の規定に基づき、市原市道路占用工事共通仕様書を次のとおり定める。

## 第1章 総 則

### (目 的)

- 1 本仕様書は、市原市道路管理者 市原市長（以下「道路管理者」という。）が管理する道路において、占有者が道路の占有に関する工事（以下「工事」という。）を行う際に守らなければならない一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑な施工と道路構造の保全を目的とする。

### (関係法令の遵守等)

- 2 占有者は、工事にあたり、次の事項を遵守すること。
  - (1) 工事は、本仕様書並びに関係法令に基づき、安全かつ適正に施工すること。
  - (2) 設計、施工、工期、写真撮影、交通安全対策、保安施設の完備、付近住民等への周知、道路境界標等の保全、事故防止等、工事実施にあたり、必要な基本的事項については、「道路工事及び道路占用工事の実施要領」によるものとする。

### (工事の監督)

- 3 占有者は、工事現場に監督責任者を常駐させ、施工管理、安全管理等が適正に行われるよう、十分に監督しなければならない。

### (工事の計画)

- 4 大規模工事及び特殊工法等によるもので、道路に影響の大きな工事については、工事計画書を道路管理者に提出し、事前に協議しなければならない。なお、計画書には、原則として、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

ただし、道路管理者が認めたときは、提出を省略することができる。

- (1) 工事の概要
- (2) 実施工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 緊急時の連絡体制・対応方法
- (5) 使用機械
- (6) 使用資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理
- (9) 安全管理
- (10) 交通管理

- (11) 環境対策
- (12) 仮設設備計画
- (13) その他

#### (施工管理)

- 5 施工管理については、「千葉県土木工事共通仕様書」及び「千葉県土木施工管理基準」によるものとする。

#### (写真管理)

- 6 占有者は、工事写真について、工事着手前、完了後及び工事の施工順序に従って施工管理状況を示すよう撮影記録するとともに、道路管理者の指示に従い写真を提出しなければならない。ただし、道路管理者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

#### (品質管理)

- 7 道路復旧用の材料及びその施工は、「千葉県土木施工管理基準」に定める試験項目、試験方法及び規格値により管理するものとし、常に品質、規格を満足するように管理しなければならない。なお、道路管理者が、前記資材の調書等の提出又は材料の確認を求めた場合には、それに応じなければならない。ただし、道路管理者が必要ないと認めたときは、この限りではない。

#### (資材の運搬)

- 8 大型貨物自動車等により、多量の土砂又は工事用資材及び機械の輸送が伴う工事については、関係法令に従い、搬送計画、通行道路の選定、運行に関する事項、交通誘導員等の配置、標識等の設置、その他安全対策の基本的事項を定め、事故防止に万全を期さなければならない。

#### (資材の管理)

- 9 工事に使用する材料は、所要の期間に、かつ所定の場所に準備し、適正に管理しなければならない。

#### (着手の届出)

- 10 着手届の提出が必要な工事については、市原市占用規則第11条の規定に基づき、着手する前日までに道路占用工事着手届（第8号様式）を道路管理者に提出しなければならない。

#### (完成の届出)

- 11 工事が完了したときは、市原市占用規則第13条の規定に基づき、完了後14日以内に、道路占用工事完成届（第9号様式）に下記書類を添えて提出しなければならない。なお、完成届の提出の有無、工事写真等の添付の有無については、「道路占用工事添付図書一覧表」によるものとする。

- (1) 許可書等の写し
- (2) 位置図
- (3) 工事写真
- (4) その他、道路管理者が認めたもの

#### (工事の検査)

1 2 工事の検査については、次に各号に掲げるものとする。

- (1) 工事完成後、速やかに道路管理者の検査を受けなければならない。また、工事中であっても道路管理者が必要と認めた場合は、検査を受けなければならない。
- (2) 占有者は、工事中又は完了後の検査に際し、検査に必要な資料の提出及び検査に必要な作業等を、道路管理者から求められた場合は、その指示に従うものとする。
- (3) 検査方法等については、別途に指示を受けるものとするが、品質検査については、公的機関による品質に関する考察をもってかえることができる。
- (4) 検査に必要な費用については、占有者が負担するものとする。
- (5) 道路管理者は、工事完成検査を行ったときは、その結果を道路占用工事完成検査書(第8号様式)により、占有者に通知するものとする。
- (6) 検査により指摘事項のあったときは、直ちに指摘事項を是正し、再検査を受けなければならない。

#### (添付書類)

1 3 申請及び各種届出等に添付する書類並びに図面等については「道路占用工事添付図書一覧表」によるものとする。

#### (工事の規模)

1 4 道路占用工事の規模については、次のとおりとする。

##### (1) 大規模工事

土留が必要な開削工事及び中大口径推進、シールド等の工事で、占用延長が100m/箇所以上又は本復旧面積500㎡/箇所以上の本管理設工事及び特殊工法によるもので、道路管理者が認めたものとする。

##### (2) 軽易な工事

各戸に引き込むための水管、下水道管、ガス管、電線等で、占用延長が20m/箇所未満の設置又は改修工事、舗装本復旧面積100㎡/箇所未満の工事とする。

#### (重複工事等の調整)

1 5 道路の掘り返しは、道路交通の障害となるばかりでなく、道路の不経済な損傷、事故の発生等、住民の生活環境に多大なる影響を及ぼすものである。よって、占有者は、重複又は隣接する他の工事との調整を図り、掘り返しの防止に努めなければならない。

### (本復旧の責任期間)

1 6 工事の責任期間は、次のとおりとする。

- (1) 検査合格の通知を受けた日から起算し、期間については、次表のとおりとする。ただし、責任期間中に他の占有者等が重複して工事したときは、この限りではない。

道路復旧等の種類	責任期間
アスファルト舗装・コンクリート舗装	2年
その他	1年

- (2) 責任期間中に施工箇所が破損したとき又は工事が原因で施工箇所及び周囲に沈下、凹凸等が発生した場合は、道路管理者の指示に従い復旧しなければならない。

## 第 2 章 掘 削

### (工法等)

1 掘削については、次の各号を厳守し施工しなければならない。

- (1) 掘削は、地質の硬軟、地形及び現地の状況により、安全な工法（布堀り、つぼ堀り又は推進工法等）により、工事の目的深さまで掘り下げなければならない。なお、降雨時の実施は避けること。
- (2) 舗装面を掘削するときは、カッター等を使用して、周囲は原則として方形又は円形に、切口は垂直になるよう丁寧に切り取るものとする。
- (3) 掘削は、所定の深さ、方向を保つよう丁張等を設けて、既存の埋設物に注意しながら慎重に施工すること。なお、掘削土砂については、交通の支障を及ぼすことのないよう適切な処置を講じるものとする。
- (4) 床掘りの仕上がりの面は、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

### (掘削範囲)

2 日々復旧工事の掘削範囲は、警察協議による施工時間を厳守し、当日中に復旧し得る範囲とするものとする。

### (横断掘削)

3 片側通行で施工する道路において、道路を横断して掘削するときは、片側の掘削が終了し、安全な通行を確保するための処置を講じた後でなければ、反対側の掘削を行うことはできない。

### (埋設物等に近接しての掘削)

4 埋設物等に近接しての掘削については、次の各号により施工しなければならない。

- (1) 既存埋設物に近接して、路面の取り壊し又は掘削をするときは、主に人力による施工とし、周辺地盤のゆるみ、沈下等の防止に注意し、埋設物に影響のないよう慎重に施工しなければならない。

- (2) ガス管等重大事故のおそれのある埋設物付近の工事においては、保安に必要な措置等を十分行った上で施工すること。なお、引火の恐れのある埋設物付近では、溶接機、切断機などの機材器具を使用してはならない。
- (3) 埋設物を露出したまま工事（吊り防護等での工事）するときには、埋設物管理者と事前に協議し、十分な安全対策を行った上で施工しなければならない。

#### **（軟弱地盤等での掘削）**

- 5 軟弱地盤等での掘削については、次の各号により施工しなければならない。
  - (1) 軟弱地盤又は湧水若しくは滞水などがあるときは、掘削深さに応じて土留を設置するとともに、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。ただし、その排水を路面に放流しないこと。
  - (2) 上記によりがたいときは、道路管理者と協議し、グラウト工、薬液注入工等により、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止しなければならない。

#### **（家屋等に近接しての掘削）**

- 6 家屋等に接近して掘削するときは、家屋及び工作物等を損傷しないよう十分留意するとともに、必要に応じ、家屋等の管理者（所有者）と協議の上、防護措置を行わなければならない。なお、工事中は家屋等への出入りを妨げない措置を講じなければならない。

#### **（斜め横断掘削）**

- 7 特別の事情かつ道路管理者が認めた場合に限り、斜め横断による掘削をすることができる。

#### **（掘削土砂等の搬出）**

- 8 掘削土砂及びアスファルト塊等は、直ちに工事現場から搬出するものとし、道路に堆積又は路上で小割りしてはならない。なお、土砂の運搬及び処理にあたっては、土砂の飛散を防止（シート被覆等）するとともに、積載量を超過しないよう十分注意し、関係法令に従い、適正に処理するものとする。

#### **（排水の処理）**

- 9 掘削工事にあたり、必要に応じて、掘削箇所内に排水溝を設けなければならない。特に、大規模工事等で河川あるいは下水道等に直接排水するときは、事前に当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

### 第 3 章 復 旧

#### 第 1 節 埋 戻 し

##### (埋戻し材の品質及び品質管理)

1 埋戻しに使用できる材料は、山砂、良質土又は改良土とする。なお、使用材料の品質及び品質管理の基準は、次のとおりとし、道路管理者の確認を受けるものとする。

##### (1) 山砂

山砂の品質は、細粒分が 15%以上 50%未満(日本統一土質分類:砂質度[S F])とし、CBRが6%以上とする。

##### (2) 良質土

良質土は、「建設発生土利用基準」土質区分基準による第1種及び第2種の発生土で、土質改良を行わなくてもそのまま埋戻しに使用可能なもので、次の規程に適合しなければならない。

- ◆ 良質土は、十分に締固めができる含水比の状態であること。
- ◆ 良質土は、建設廃棄物（コンクリート破片、アスファルトコンクリート破片、金属くず、ごみ等）の異物を含まないこと。
- ◆ 良質土の品質及び試験方法は、次の表のとおりとする。

規 程 項 目	基準値	試験項目	試験頻度	試験方法
最 大 粒 径	40mm以下	粒度試験	同一土質 について	土の粒度試験方法 (JIS-A-1204)
75 μm ふるい 通過質量百分率	25%以下			
C B R	6%以上	C B R	3個以上	C B R試験方法(3層67回6 日室内養生4日水浸養生)

##### (3) 改良土

改良土は、土質改良を行うことのできる建設発生土（関東ローム、シルト、粘土等で「建設発生土利用基準」土質区分基準による泥土は除く。）に生石灰、セメント等の改良材を均一に混合したもので、次の規程に適合しなければならない。

- ◆ 土質改良材の選定と添加量は、現場に応じた品質を満足するよう室内配合試験を行って決定すること。
- ◆ 改良土は、添加材の混合が均一にでき、異物を除去し、安全・公害対策がなされたものであること。
- ◆ 改良土の品質及び試験方法は、次の表のとおりとする。

規 程 項 目	基準値	試験項目	試験頻度	試験方法
最 大 粒 径	40mm以下	粒度試験	500 m <sup>3</sup> に 1回	土の粒度試験方法 (JIS-A-1204)
C B R	6%以上			

##### (埋戻しの施工方法)

2 埋戻しの施工方法については次のとおりとする。

- (1) 埋戻しは、原則として当日中に仮復旧又は本復旧まで完了しなければならない。
- (2) 埋戻しにあたり、掘削部に水たまり等がないことを確認のうえ、管路、ケーブル、その他の構造物（以下「管路等」という。）の移動や偏圧等を生じさせないように、土砂を投入しなければならない。
- (3) 埋戻しにあたり、管路等の両側より同時に埋戻し、側面に空隙を生じないように、十分突き固めなければならない。特に管路等の周辺及び管頂30cmまでは、注意して施工すること。
- (4) 埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚は、20cm程度とし、層所定の厚さ毎に、両側の埋戻し高さが均等になるように、人力及びタンパ等により、十分に締固めなければならない。
- (5) 電柱の設置撤去に伴う狭隘部の埋戻しは、砂を用いて水締め又は転圧機械等で十分に締固めること。
- (6) 埋戻し箇所に湧水及び滞水があるときは、施工前に排水しなければならない。
- (7) 埋戻しにあたり、土質及び使用機械に応じた適切な含水比の状態で行わなければならない。
- (8) 掘削溝内に既存の管路等がある場合には、管路等の管理者との協議に基づく防護を施し、埋設物付近の埋戻し土が、将来沈下しないよう施工しなければならない。
- (9) 埋戻し路床の仕上げ面は、均一な支持力が得られるよう施工しなければならない。

#### (土留めの撤去)

- 3 堀山が自立し、土留め材（矢板等）を安全に撤去できるところまで、埋戻しが完了した後は、速やかに土留め材を撤去するとともに、撤去後の穴に埋戻し材を充填して、十分に締固めなければならない。

#### (埋戻しの施工管理)

- 4 埋戻しの施工管理については、次のとおりとする。ただし、道路管理者が必要ないと認めた場合は、その限りではない。
  - (1) 大規模工事及び特殊工法等については、原則として下記の試験を行うものとする。
    - ◆ 現場密度の測定（路床土）
      - ① 現場における土の単位体積質量試験方法（砂置換法） JIS-A-1214
      - ② その他、道路管理者が認めた試験方法
  - (2) 工事の記録については、次のとおりとする。
    - ◆ 記録の作成は、施工と平行して行い、道路管理者の要求があったときは、直ちに提出しなければならない。
    - ◆ 大規模工事等については、埋戻し完了後、速やかに下記の記録を道路管理者に提出し、路床検査を受けなければならない。
      - ① 品質管理記録（大規模工事及び特殊工法等）
      - ② 工事写真記録



### (埋戻し完了後の処置)

5 埋戻し完了後、残土、残材料等があるときは、速やかに撤去するとともに適正に処分すること。また、道路面の砂塵や泥水等についても清掃しなければならない。

### (埋設物の明示)

6 地下に埋設し、又は埋設してある電線、水管、下水道管、ガス管、石油管（各戸の引き込み及び政令で定めるものは除く。）については、埋設物の名称、管理者、埋設の年、その他、保安上必要な事項を次の各号に従い明示するものとする。また、圧力の高い（中圧以上）ガス管については、原則として、管の上部50cm以内の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設しなければならない。ただし、これにより難しいときは、道路管理者と協議するものとする。

(1) 明示事項及び明示色については、次の表のとおりとする。

種 別	略 称	保安上必要な事項	明示色
電 話	〇〇通信	同 軸	赤色
水 道	〇〇水道		青色
工業用水	〇〇〇〇		白色
下 水 道	〇〇下水	圧 送	茶色
ガ ス	〇〇ガス	中 圧	緑色
電 気	〇〇電力	特 高	オレンジ色
石 油	〇〇石油		黄色

※ 埋設の年は、西暦年を使用する。

(2) 明示材料の規格及び材質は、次のとおりとする。

- ◆ 規 格
  - ① テープ幅3cm以上
  - ② シート幅15cm以上
  - ③ 明示板縦15cm以上、横7cm以上
- ◆ 材質は耐薬品性、無腐性、長期無退色のものとする。

(3) 明示材料の間隔は、2m以内とする。

## 第 2 節 表面仕上げ

### (表面仕上げの施工方法等)

1 表面仕上げの施工方法等については、次のとおり行うものとする。

- (1) 表面仕上げは、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとする。
- (2) 表面仕上げの復旧範囲については、別添「表面仕上げの復旧範囲の決定」によるものとする。

- (3) 表面仕上げの舗装構成は、原則として「道路復旧構成図」によるものとする。  
ただし、これにより難しいときは、道路管理者と協議するものとする。
- (4) 表面仕上げに使用する材料は、原則として「使用材料一覧表」によるものとする。
- (5) 表面仕上げにあたっては、環境等を考慮し、原則として再生アスファルト合材・再生路盤材等を使用すること。なお、再生材を使用する場合は、「プラント再生舗装技術指針」によるものとする。

#### (路盤工)

2 路盤工の施工については、次のとおりとする。

- (1) 下層路盤材料及び上層路盤材料には、粘土塊、有機物、ごみ、その他の有害物を含んではならない。
- (2) 路盤の一層の仕上がり厚は、上層路盤では15cm以下、下層路盤では20cm以下になるようにまき出すものとする。
- (3) 路盤の締固めは、最適含水比で締固めしなければならない。
- (4) プライマーは、路盤面の状態、施工時期などにより適当なものを選ばなければならない。

#### (アスファルト舗装等)

3 アスファルト舗装等の表面仕上げについては、次のとおりとする。

- (1) 加熱アスファルト混合物を運搬する際は、温度低下を防ぐためにシート類で覆わなければならない。
- (2) 加熱アスファルト混合物による舗装作業は、道路管理者が承認したときを除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出したときは、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて、仕上げを完了させなければならない。
- (3) 敷均しは、原則としてアスファルトフィニッシャーによるものとする。ただし、アスファルトフィニッシャーが使用できない場合は、人力等により、施工することができる。
- (4) 加熱アスファルト混合物の初期締固め前の温度は110℃以上としなければならない。
- (5) 締固め機械は、施工条件に合ったローラを選定し、加熱アスファルト混合物を敷均した後、直ちにローラで締固めなければならない。ただし、ローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めるものとする。
- (6) 加熱アスファルト混合物の継目は、締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。なお、既設舗装端部の締固めが不足している場合や亀裂が多い場合については、その部分を切り取った後、一体的に施工しなければならない。
- (7) 縦継目、横継目及び構造物との接合面に、瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
- (8) プライムコート及びタックコートの散布にあたっては、縁石等の構造物を汚さないように均一に散布すること。なお、散布については、原則としてアスファルトディストリビュータ又はエンジンプレーヤを使用しなければならない。

- (9) 施工前に、プライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。

#### (コンクリート平板及び特殊ブロック等)

- 4 歩道コンクリート及び特殊ブロック舗装の表面仕上げについては、次のとおりとする。
- (1) コンクリート平板及び特殊ブロック等については、道路管理者が承認したものでなければならない。なお、既存コンクリート平板等の再使用するときは、破損していない物で、かつ道路管理者の承認を得たとき、使用することができる。
  - (2) コンクリート平板及び特殊ブロックの目地は5mmを標準とし、目地材、サンドクッション材は、原則として砂（細砂）を使用すること。ただし、車両等が頻繁に通行するときは、使用材料等について、道路管理者の指示に従うものとする。
  - (3) コンクリート平板及び特殊ブロック等に、不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。
  - (4) 据付にあたっては、所定の路盤材を均等に敷設し、コンクリート平板等の底面とよく密着させる等、凹凸なく据付けなければならない

#### (砂利道)

- 5 砂利道の表面仕上げについては、次のとおり行うものとする。
- (1) 材料としては、粒度分布のよい切込砂利、碎石又はクラッシャーランスラグ等を用いるものとする。
  - (2) 路面復旧の仕上げは、在来路面となじむよう仕上げ、適度の含水比で所定の密度が得られるよう十分に転圧すること。

#### (表面仕上げの範囲の決定)

- 6 掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によって計算したnの値以下である場合又はnの値に1.2mを加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離がnの値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に0.1を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} n = k \cdot t \\ k : 1.4 \text{ (コンクリート系舗装)} \\ \quad 1.0 \text{ (アスファルト系舗装)} \\ t : \text{掘削部分の路盤の厚さ} \end{array} \right]$$

なお、復旧範囲については、別添「表面仕上げの復旧範囲の決定」によるものとし、復旧範囲図①～④を参考にすること。ただし、道路管理者が認められる場合においては、次により施工することができる。

- (1) コンクリート系舗装の場合、表層に係る範囲については、原則として版（目地から目地まで）単位とする。

(2) 歩道の切り下げ部については、「車両出入口設置基準」によるものとする。

(3) 連続点掘削の場合（同時施工）

ア 掘削箇所間の距離が $L = 10$  m未満（アスファルト舗装幅員 $5.5$  m未満の道路は $L = 5$  m未満とする）のときは、その区間を含め復旧するものとする。なお、道路状況を勘案し、交通の安全及び生活環境の保全又は道路構造の保全が困難と判断したときは、路盤から打替えることを指示することができる。

イ 他工事と競合する場合においても、連続点掘と同様に影響が生じることとなるため、工事調整を十分に行い、施工継目の減少に努めなければならない。

#### （表面仕上げの特例）

8 電柱、支線等の設置撤去及びマンホール並びにハンドホール等の補修に係る表面仕上げについては、次によるものとする。なお、詳細については、別添の復旧範囲図④を参考にすること。

(1) 電柱、支線等の設置撤去に伴う表面仕上げについては、原則として方形とし、当該施設を設置撤去するために必要最小限の範囲で復旧することができる。

(2) マンホール並びにハンドホール等の補修に係る表面仕上げについては、方形又は円形で復旧することができる。

(3) 特殊工法（円形掘削による推進工法等）による引込管等工事については、円形復旧することができる。

(4) 上記により難いときは、道路管理者と協議して表面仕上げの範囲（大きさ）を決定すること。

#### （表面仕上げの時期）

9 表面仕上げの時期については、次によるものとする。

(1) 表面仕上げ工事（本復旧、仮復旧）は、埋戻し完了後、直ちに施工しなければならない。

(2) 仮復旧を行ったときは、仮復旧完了後、原則として、30日以内に着手し、速やかに完了させなければならない。ただし、大規模工事及び道路管理者が認めたものについては、道路管理者と協議して60日以上仮復旧期間を設けるものとする。

#### （区画線及び滑り止めカラー舗装等の復旧）

10 占有者は、表面仕上げ完了後は、速やかに既設の区画線及び路面標示を溶着式により、施工しなければならない。また、注意喚起や滑り止め等のカラー舗装、又は標識等の路上施設についても、原形復旧するものとする。

### 第3節 仮復旧

#### （仮復旧）

1 占有物件等の埋設後、速やかに埋戻し及び表面仕上げ工事等を施工すること（以下「本復旧」という。）が困難なとき又は適切でないときは、仮復旧工事することができるものとする。

### （仮復旧の時期）

- 2 仮復旧は、原則として占用物件等の埋設後、直ちに行わなければならない。

### （仮復旧の舗装構成等）

- 3 仮復旧の舗装構成等については、次によるものとする。
  - （1）仮復旧の舗装構成は、「道路復旧構成図」によるものとする。
  - （2）仮復旧跡の路面には、既設の区画線及び路面標示をペイント等により、表示させなければならない。
  - （3）占有者は、仮復旧後、本復旧が完了するまでの間、常時施工箇所を巡回し、路盤沈下、排水処理、その他不良箇所が生じたとき、又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。
  - （4）仮復旧期間中は、道路周辺的生活環境保全のため、路面段差による騒音及び振動の防止又は軽減に努めなければならない。

### （仮復旧の特例）

- 4 車両が通行しない路端や車両交通量の少ない道路、又は歩道において、仮復旧後14日以内に本復旧する場合に限り、常温合材により仮復旧することができる。なお、この場合、路面状態を点検し、良好な状態に管理しなければならない。

## 第4章 道路施工

### 第1節 視覚障害者誘導用ブロック

- 1 視覚障害者誘導用ブロックの復旧にあたっては、連続的かつ極力直線的に設置しなければならない。マンホール等の道路上の施設は、原則として視覚障害者誘導用ブロックを避けたい位置に設置するものとし、止むを得ないで設置するときは、10cm以内の隙間の範囲でマンホール等の上に、敷設しなければならない。
- 2 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として加工しないで、正形状のまま設置しなければならない。
- 3 視覚障害者誘導用ブロックの接着目地は、舗装との整合性や接着性のよいものを用いるものとする。なお、既設の舗装やブロックとの取付け部に段差が生じないように、十分注意して施工しなければならない。
- 4 その他、視覚障害者誘導用ブロックの設置については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」を準拠し、施工しなければならない。

### 第2節 道路標識

- 1 占用工事に起因して、止むを得ず道路標識の移設等を行うときは、標識の管理者並びに道路管理者と協議し、適正に施工しなければならない。
- 2 道路標識の移設等にあたり、街路樹、広告物、道路施設、出入口等に留意し、道路の管理上支障とならない場所に移設しなければならない。

### 第 3 節 街路樹及び植樹樹

- 1 占用工事に支障となる街路樹を移植及び剪定等を行うときは、道路管理者と協議し、適正に施工しなければならない。
- 2 街路樹の移植に伴い、植樹樹を移設する場合は、原則として、既設樹と同じ大きさで設置しなければならない。
- 3 占用工事に支障となる街路樹を移植及び剪定等を行うときは、次に掲げる事項について道路管理者と協議しなければならない。
  - ◆ 植栽時期（剪定）
  - ◆ 植栽方法（剪定）
  - ◆ 植栽場所
  - ◆ 管理方法（灌水・施肥等）
- 4 植樹樹を撤去するときは、道路管理者の指示する範囲及び舗装構成・材料により、復旧しなければならない。
- 5 移植・植栽方法については、街路樹移植等標準仕様書（別記）によるものとする。

## 第 5 章 仮設工

### 第 1 節 土留・支保工

#### （調査・設計）

- 1 土留・支保工の調査及び設計については、次の各号によらなければならない。
  - (1) 掘削箇所並びにその周囲の状況を考慮し、掘削の深さ、土質、地下水位、作用する土圧等を十分に検討した上で、土留・支保を安全に計画しなければならない。また、変形や位置ずれにより、安全性が損なわれないよう、十分な強度を有するものを使用すること。
  - (2) 切土勾配は、その箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削する深さが 1.5 m 越えるときは、原則として土留工を施さなければならない。

#### （材料・施工）

- 2 土留・支保工の材料及び施工については、次の各号によらなければならない。
  - (1) 土留・支保工の材料は、ひび割れ変形又は腐れのない良質なものとし、事前に十分な点検確認を行わなければならない。
  - (2) 土留・支保工は、あらかじめ計画された順序に基づいて行うものとし、所定の部材の取付けが完了しないうちは、次の作業を行ってはならない。
  - (3) 土留板は、掘削後速やかに掘削面との間に隙間のないようにはめ込むこと。隙間が出来た時は、裏込め、くさび等で隙間の無いように、固定しなければならない。
  - (4) 土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見されたときは、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の作業を行ってはならない。
  - (5) 腹起し及び切梁は溶接、ボルト、かすがい、鉄線等で堅固に取り付けなければならない。
  - (6) 圧縮材（火打ちを除く）の継手は突合せ継手とし、部材全体が一つの直線となるよ

うにすること。木材を圧縮材として用いるときは、2個以上の添え物を用いて真すぐに継ぐものとする。

## 第2節 覆工

### (調査・設計)

- 1 路面覆工の設計に当たっては、道路管理者が必要と認める設計荷重及び主要材料の許容応力度等を用いなければならない。

### (材料・施工)

- 2 覆工の材料及び施工については、次の各号によらなければならない。

- (1) 覆工には、原則として、滑り止め加工された鋼製又はコンクリート製覆工板等を使用するものとし、通行車両による跳ね上がりや、車両の制動に伴う水平方向等の移動を生じないように施工しなければならない。
- (2) 覆工部と道路部とが接する部分については、アスファルト・コンクリート等でその隙間を充填し、周囲の路面との段差が生じないようにしなければならない。止むを得ない理由で段差が生じた場合、5パーセント以内の勾配ですり付けるものとする。なお、覆工部の端部は、路面の維持を十分に行わなければならない。
- (3) 受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しないよう十分な支持面を確保すること。また、覆工板の受桁は、原則として、鋼製のものを使用し、埋設物の吊桁を兼ねてはならない。
- (4) 覆工板の受桁の施工は、その両端及び必要に応じ中間点についても、沈下及び移動しないように、堅固に固定しなければならない。

### (施工中の維持管理)

- 3 占有者は、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、交通の安全に常に注意しなければならない。

## 第3節 補助工法

### (調査・設計)

- 1 補助工法の調査及び設計については、次の各号によらなければならない。

- (1) 補助工法を用いる場合は、あらかじめ周辺地域の地盤構成、埋設物、地下水位、公共用水域、隣接地下構造物等についての事前調査を行わなければならない。
- (2) 事前調査の結果、掘削に際して地盤が不安定で施工が困難であり、又は掘削が周辺地盤及び構造物に影響を及ぼすおそれのある場合は、施工条件、環境条件、安全性、工程等を勘案し、薬注入工法、地下水位低下工法、地盤改良工法等の適切な補助工法を用い、地盤の安定を図らなければならない。

### (薬液注入工法)

- 2 薬液注入工法については、次の各号によらなければならない。

- (1) 薬液注入工法を用いる場合においては、使用する薬液、薬液の保管、注入作業管理、

排水水等の処理、掘削土及び残材の処分方法、周辺の地下水、公共用水域等の水質の監視等について、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年建設省官技発第160号）」及び「薬液注入工事に係わる施工管理等について（平成2年技調発第188号）」の定めるところに従わなければならない。

- (2) 注入圧力及び注入量を常時監視するとともに、周辺地域の地表面及び構造物の変状、地下水位及び水質の変化等を定期的に測定し、これらの異常の有無を監視しなければならない。この場合において、異常が認められ、周辺に危害を及ぼすおそれが生じたときは、施工者は、直ちに注入を中止し、起業者と協議の上、その原因を調査し、保全上の措置を講じなければならない。

### (地下水水位低下工法)

3 地下水水位低下工法については、次の各号によらなければならない。

- (1) 地下水水位低下工法を用いる場合は、地下水位、可能水位低下深度、水位低下による周辺の井戸及び公共用水域等への影響並びに周辺地盤、構造物等の沈下に与える影響を十分検討、把握しなければならない。
- (2) 地下水水位低下工法の施工期間については、計画の地下水位を保つために揚水量の監視、揚水設備の保守管理及び工事の安全な実施に必要な施工管理を十分行わなければならない。特に必要以上の揚水をしてはならない。
- (3) 揚水した地下水の処理については、周辺地域への迷惑とならないように注意しなければならない。なお、排水の方法等については、第2章第9号（排水の処理）の規定によらなければならない。
- (4) 施工期間については、工事現場及び周辺地域の地下水位並びに地表面、構造物等の変状を定期的に測定することにより、異常の有無を監視しなければならない。  
周辺に危害を及ぼすおそれが認められたときは、占有者は、道路管理者と協議し、直ちに原因の調査及び保全上の措置を講じた後に、より安全な工法の検討を行わなければならない。

## 第6章 特殊工法等

### 第1節 推進工法、シールド工法

- 1 立坑は、周辺地盤に影響を与えないよう、堅固な土留を施工させなければならない。
- 2 掘削推進にあたっては、先掘等を行ってはならない。また、掘進に伴う地盤の陥没、隆起、周辺地盤のゆるみによる地下埋設物への影響等について、細心の注意を払うものとする。
- 3 工事着工前及び施工後の現場付近の路面縦横断測定表を道路管理者に提出しなければならない。なお、路面に影響を生じたときは、直ちに道路管理者に報告するとともに、適切な対策を講じるものとする。

### 第2節 橋梁添架

- 1 添架物の配置図は、平面図、側面図、断面図及び詳細図を添付し、各部材の寸法、重量、その地点のH. W. L及び堤防天端高等を図面に明示しなければならない。



- 2 原則として、橋台、橋脚を利用しての添架又は桁下を利用しての添架とする。なお、既設床版型式のPC橋の橋体への添架は、原則として認めない。
- 3 橋梁上部工の主部材等への直接添架は、原則として認めない。また、床版、主桁又は高欄に添架物を設置する構造物を取りつけないこと。  
**※ 主部材とは荷重を主として受け持つ部材である。**
- 4 添架位置は各部材に与える影響が最小限になる箇所を選定するものとし、偏心荷重が作用しないよう十分に注意すること。
- 5 添架物により、美観が損なわれないよう配慮しなければならない。
- 6 添架位置、添架方法等については、「千葉県道路占用工事共通指示書」を準拠とすること。
- 7 その他、詳細については道路管理者の指示に従うものとする。

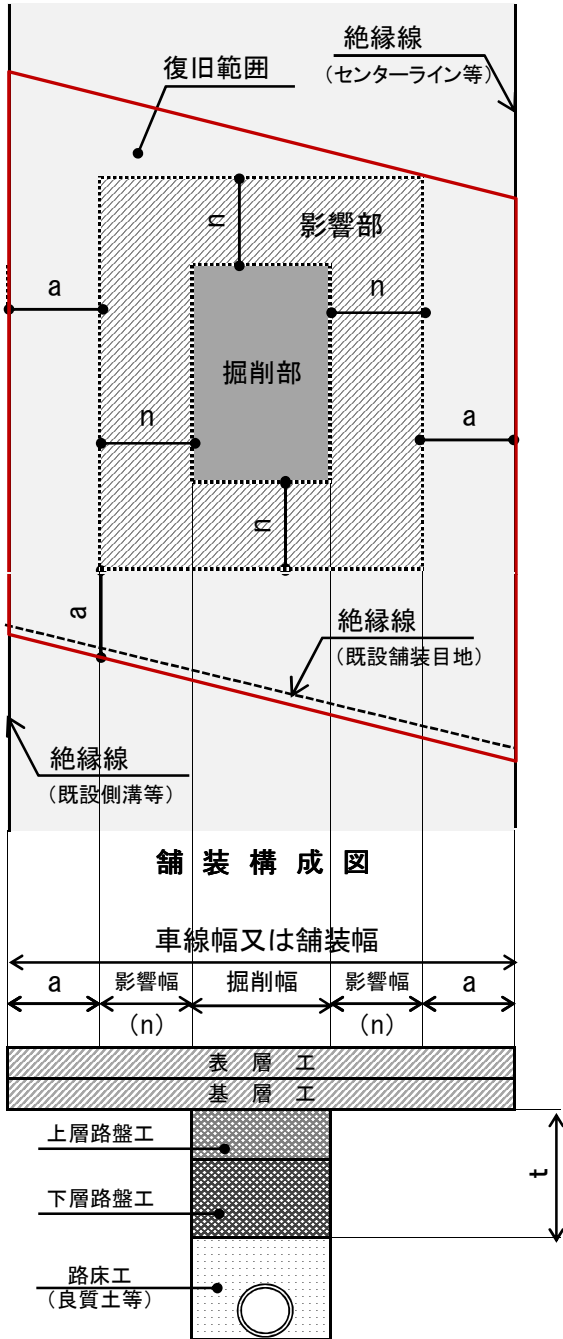
(附則)

1. 「市原市道路占用工事共通指示書」(昭和63年4月1日施行)を廃止する。
2. 本仕様書は、平成21年4月1日から施行する。
3. 本仕様書は、平成22年4月1日から施行する。

# 表面仕上げの復旧範囲の決定

(道路法施行規則第4条4の7を準拠)

## 復旧平面図 (車道部)



◆ 表層仕上げの範囲の決定方法については、原則として、次の各号によるものとする。

I 掘削部 に対する 影響部 を次の計算により求める。

$$n = k \cdot t$$

k : 1.4 (コンクリート系舗装)

1.0 (アスファルト系舗装)

t : 掘削部分の路盤の厚さ

II 復旧範囲 については、次にのとおりとする。

① aの幅が1.2m以上のときは、**a=0**とする。

② aの幅が1.2m未満のときは、絶縁線までとする。

※ 絶縁線とは、2車線以上の道路中心線（センターライン）、構造物（側溝等）、既設舗装の切断目地を示す。

③ 工事に起因して既設舗装に欠陥（亀裂、凹凸等）が生じたときは、その部分も復旧範囲とする。

④ 近接する既設舗装にクラックや凹凸等又はマンホール蓋等があり、車両通行による振動又は騒音等が懸念されるときは、道路管理者と協議し、復旧範囲を決定する。

⑤ 上記に記載のない事項については、道路管理者と協議して範囲を決定する。

上記の計算式より

※ アスファルト舗装は、**n = t**となる。

※ コンクリート舗装は、**n = t × 1.4**となる。

※掘削部の埋戻しは、道路区分に応じた舗装構成図及び仕様書により、適正に施工すること。

なお、表面仕上げの復旧範囲は、表層工及び基層工とする。

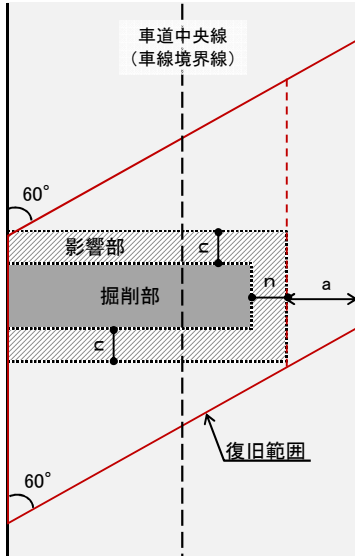
## 復旧範囲図①(車道横断工事における復旧パターン)

既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下、左右を変更することができる。(各タイプ共通)

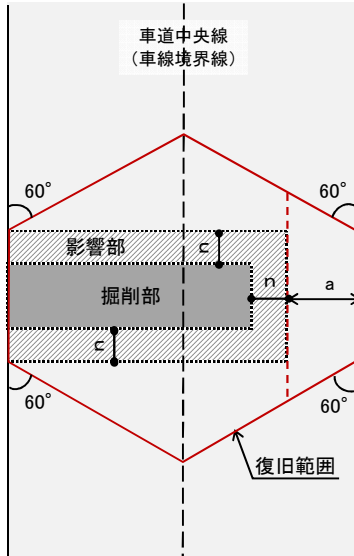
### 1) アスファルト舗装幅員5.5m以上(単独箇所・2車線以上)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、原則として次の3タイプから選択する。

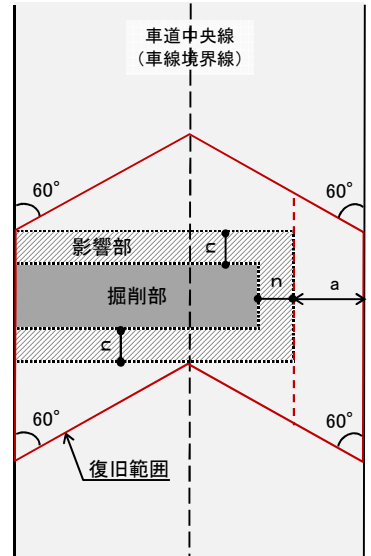
タイプA-1



タイプB-1



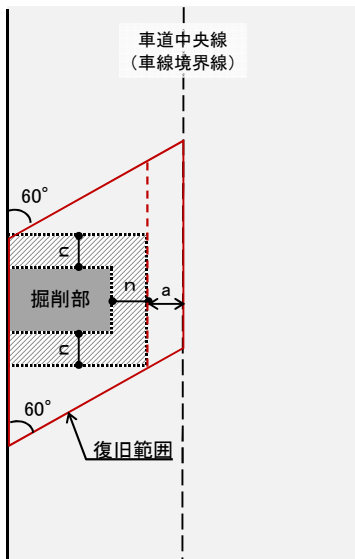
タイプC-1



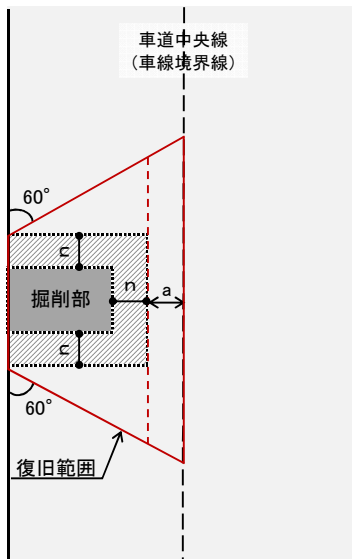
### 2) アスファルト舗装幅員5.5m以上(単独箇所・2車線)

影響部が1車線内のときは、原則として次のとおり復旧する。ただし、影響部が中央線を超えるときは、A-1~C-1タイプとする。

タイプD-1



タイプE-1



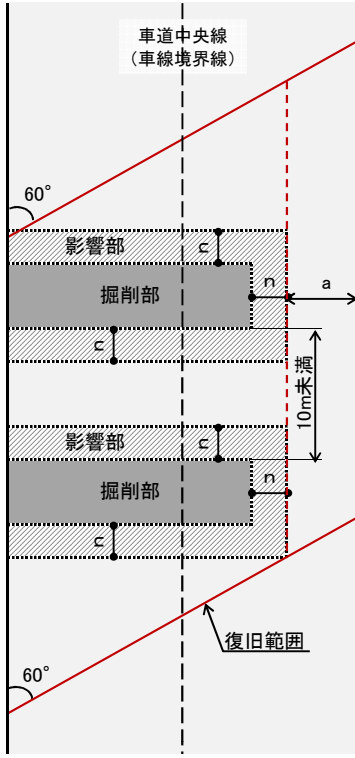
#### 【注意】

- ①  $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ②  $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③ 道路中央線(センターライン)の表示のない、道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線の位置とみなす。

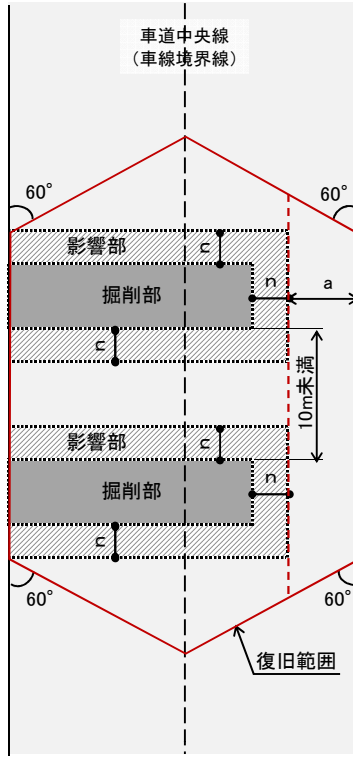
3) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2箇所以上が近接するとき・2車線)

影響部が2車線以上を跨ぐときは、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。  
 なお、原則として絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、次の3タイプから選択する。

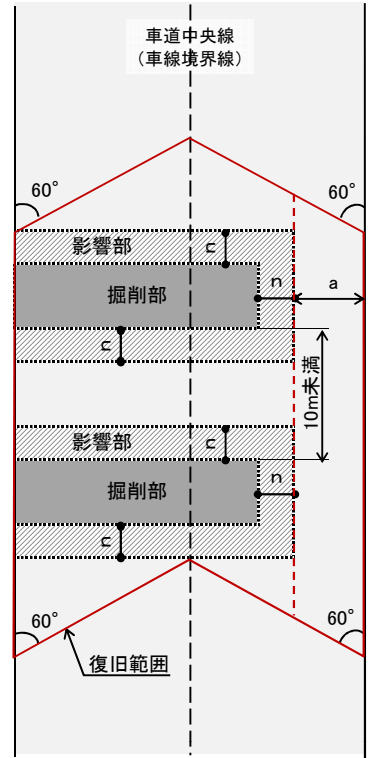
タイプA-2



タイプB-2



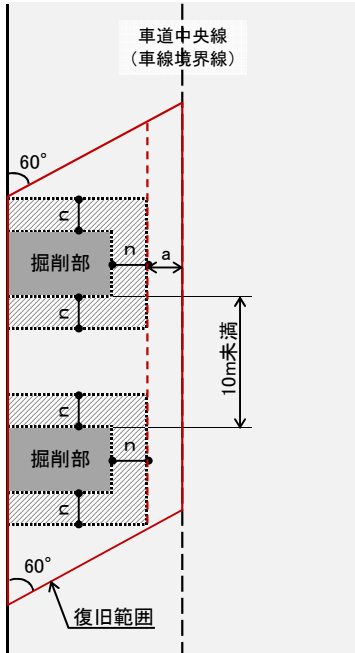
タイプC-2



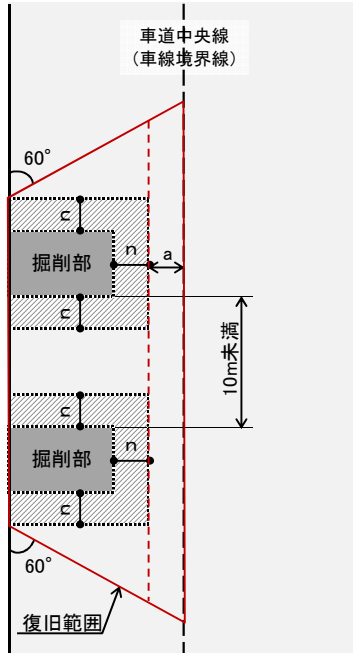
4) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2箇所以上が近接するとき・2車線)

影響部が1車線内で、掘削部間の距離が10m未満のときは、その区間も含めて次のとおり復旧するものとする。  
 ただし、影響部が中央線を超えときは、A-2~C-2タイプとする。

タイプD-2



タイプE-2



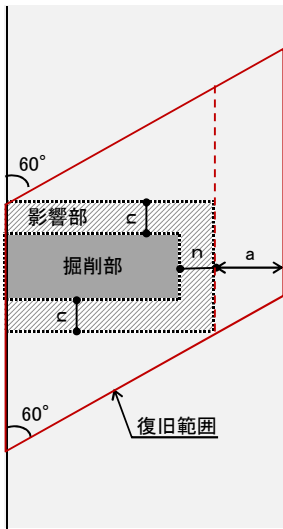
【注意】

- ① a=1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ② a=1.2m以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、aの範囲内にクラックや凹凸等があり、車面通行による振動

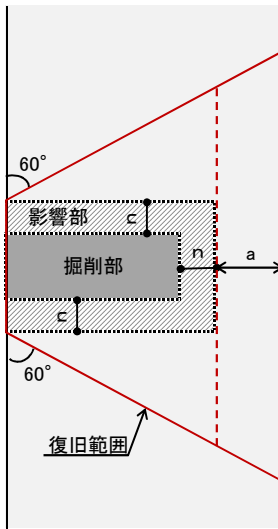
5) アスファルト舗装幅員5.5m未満(単独箇所)

原則として、次のとおり復旧するものとする。

タイプF-1



タイプG-1

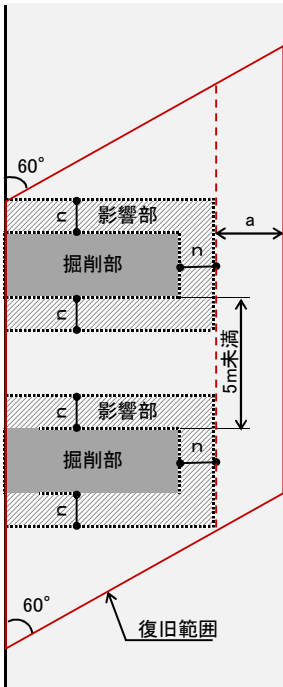


6) アスファルト舗装幅員5.5m未満

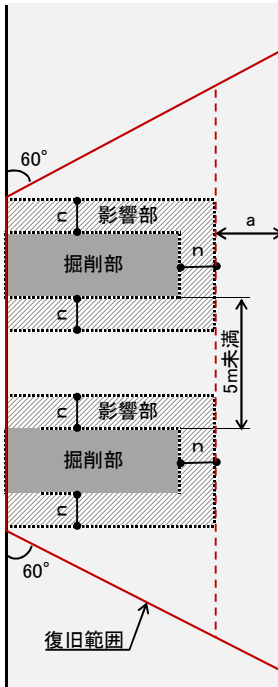
(2箇所以上が近接するとき)

掘削部間の距離が5m未満のときは、その区間も含めて次のとおり復旧するものとする。

タイプF-2



タイプG-2



【注意】

①  $a=1.2\text{m}$  未満の場合は、絶縁線(側溝等)まで復旧すること。

②  $a=1.2\text{m}$  以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。

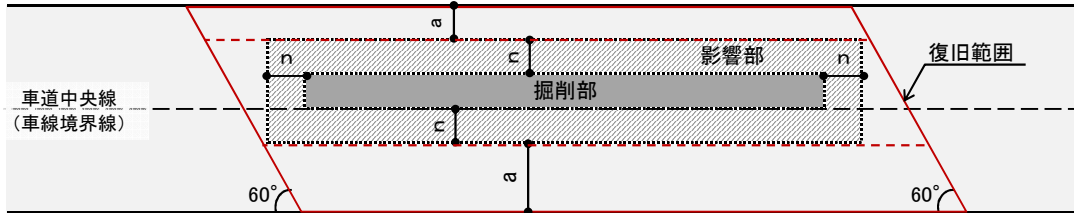
## 復旧範囲図②(車道縦断工事における復旧パターン)

既設の絶縁線や路面状況等に応じて、上下、左右を変更することができる。(各タイプ共通)

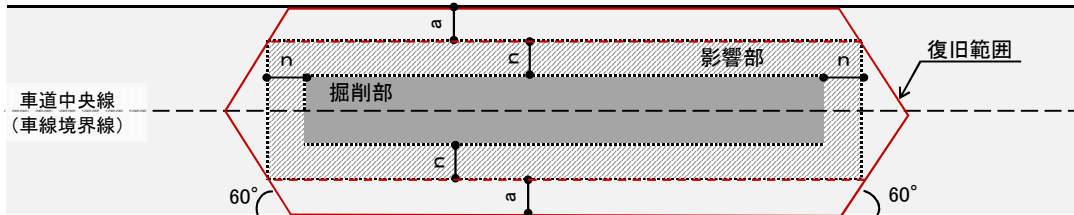
### 1) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2車線以上)

影響部が中央線を超えるときの復旧範囲は次のとおりとする。なお、復旧形状については、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、原則として次の3タイプから選択する。

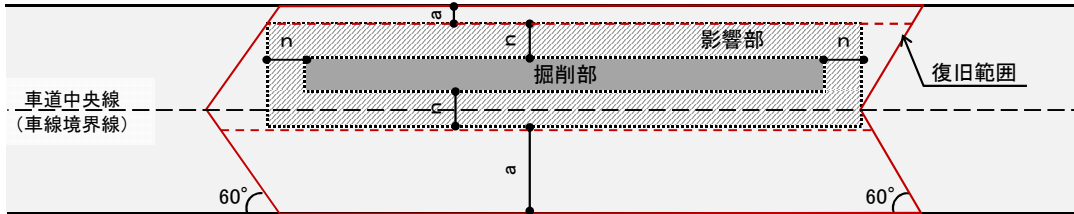
#### タイプH



#### タイプI



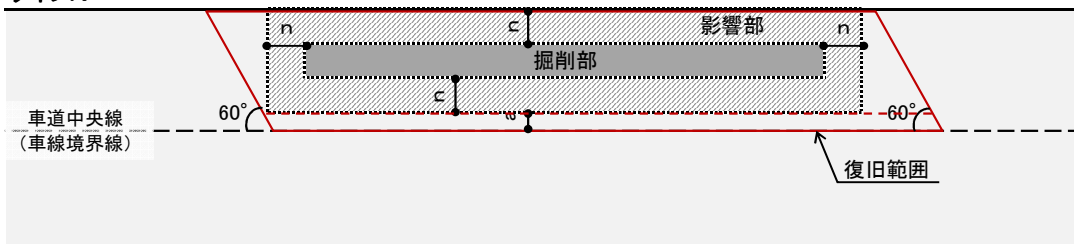
#### タイプJ



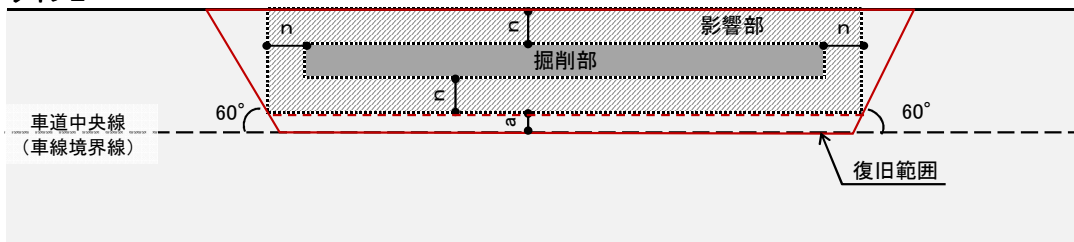
### 2) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2車線以上)

影響部が車線内のときは、原則として次のとおりとする。なお、復旧形状については、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、次の2タイプから選択する。

#### タイプK



#### タイプL



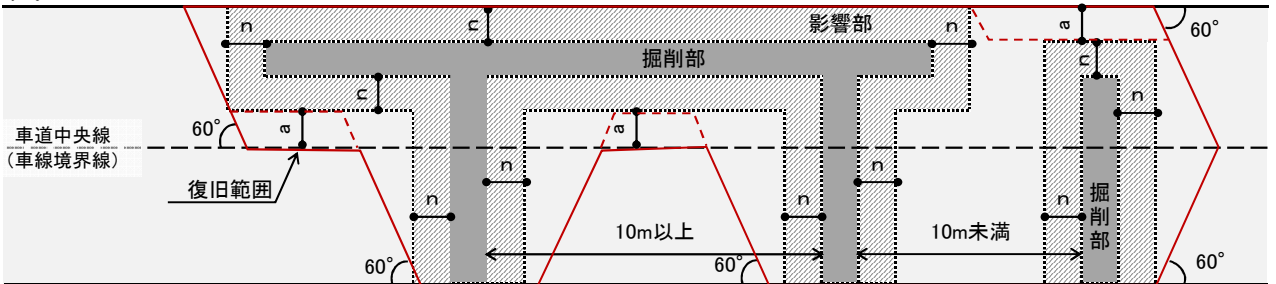
#### 【注意】

- ①  $a=1.2\text{m}$ 未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ②  $a=1.2\text{m}$ 以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動

3) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2車線以上・縦横断工事混在)

影響部が中央線を超えるときは、その車線全体を復旧範囲とする。また、横断掘削部の距離が10m未満のときは、その区間も含めて復旧するものとする。なお、復旧形状については、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、次のように復旧するものとする。

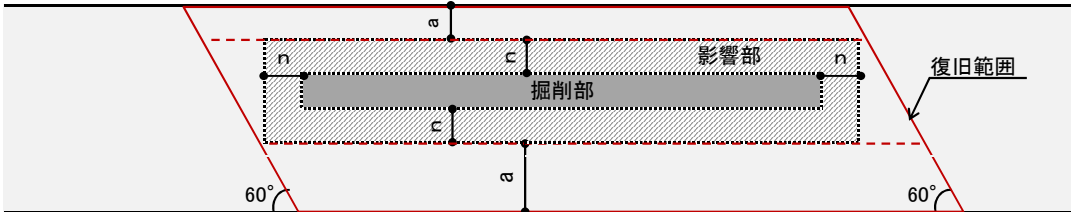
タイプM



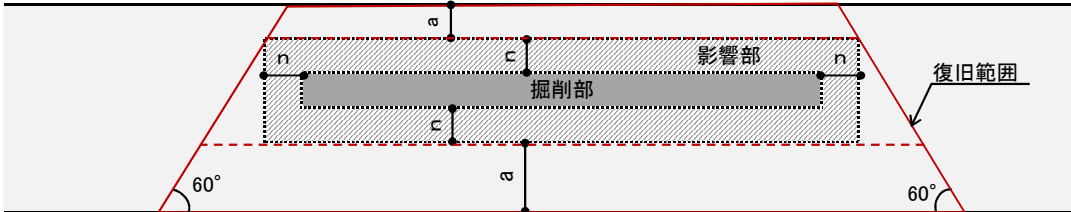
4) アスファルト舗装幅員5.5m未満(1車線)

復旧範囲は次のとおりとする。なお、復旧形状については、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて、次の2タイプから選択する。

タイプN



タイプO



5) アスファルト舗装幅員5.5m未満(1車線・縦横断工事混在)

復旧範囲は次のとおりとする。なお、復旧形状については、絶縁線(既存舗装継目等)及び舗装面の状況等に応じて復旧する。

タイプP



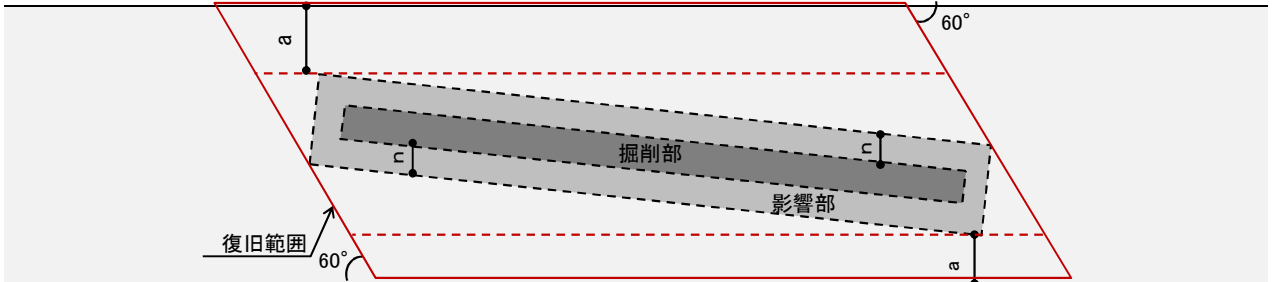
【注意】

- ① a=1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ② a=1.2m以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、aの範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。

## 6) アスファルト舗装幅員5.5未満(1車線以上・斜め縦断工事)

影響部が斜め縦断するときの復旧範囲は下記のとおりとする。

### タイプQ-1



※ 斜め縦断工事については、絶縁線までの距離が最少となる箇所を基準として復旧すること。

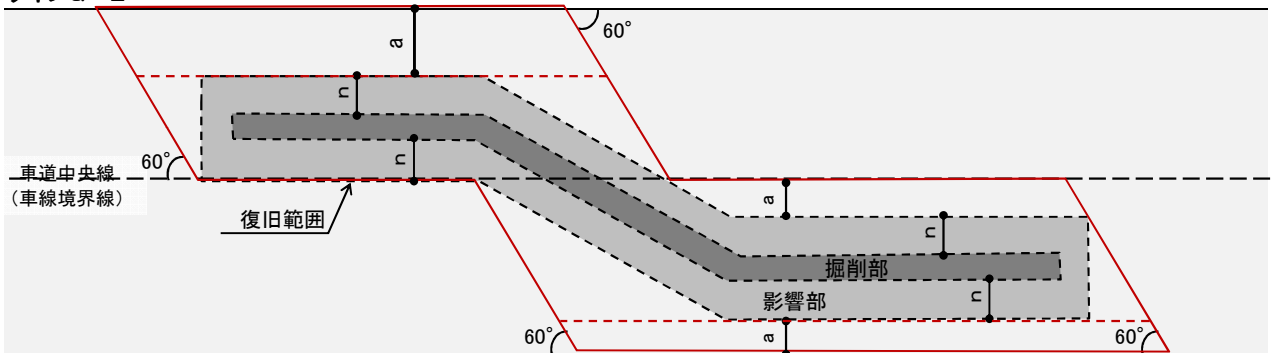
#### 【注意】

- ①  $a=1.2\text{m}$  未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ②  $a=1.2\text{m}$  以上の場合は、影響部(---点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。

## 7) アスファルト舗装幅員5.5m以上(2車線以上・斜め横断工事)

影響部が中央線を斜めに横断するときの復旧範囲は下記のとおりとする。

### タイプQ-2



#### 【注意】

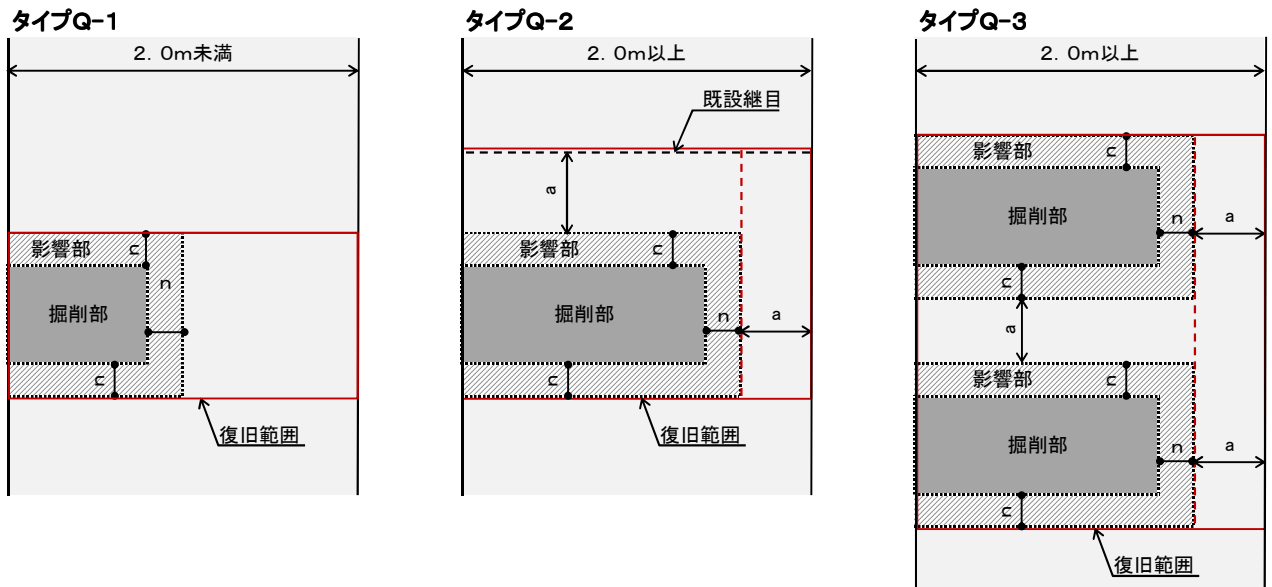
- ①  $a=1.2\text{m}$  未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ②  $a=1.2\text{m}$  以上の場合は、影響部(---点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③ 道路中央線(センターライン)の表示のない、道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線の位置とみなす。



## 復旧範囲図③(歩道工事における復旧パターン)

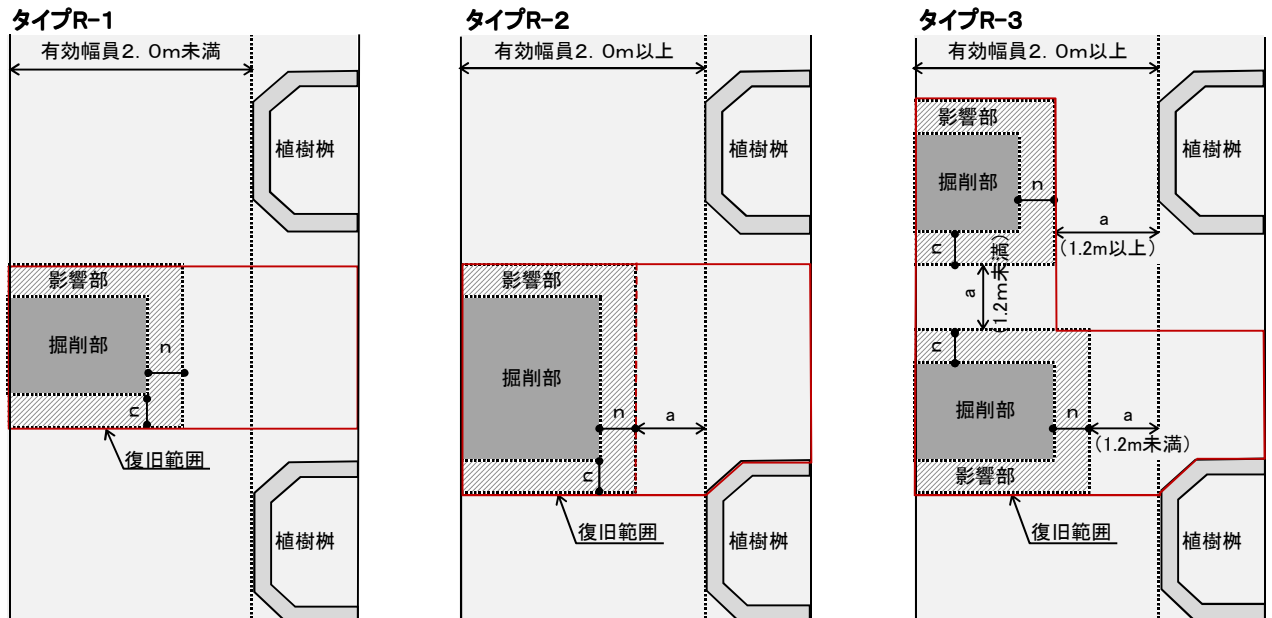
### 1) アスファルト舗装(一般部)

歩道幅員2.0m未満(アスファルト部)の歩道は、全幅員を復旧するものとする。ただし、絶縁線(側溝、既設舗装継目等)及び近接施工個所の影響部までの距離が1.2m未満のときは全幅員を復旧範囲とする。



### 2) アスファルト舗装(植樹樹等がある場合)

有効幅員2.0m未満(アスファルト部)の歩道は、全幅員を復旧するものとする。ただし、絶縁線(側溝、既設舗装継目等)までの距離が1.2m未満のときは全幅員を復旧範囲とする。



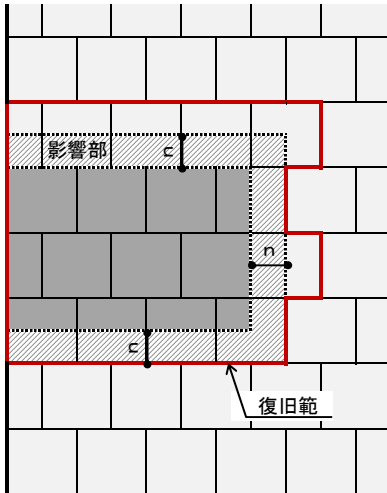
#### 【注意】

- ①  $a=1.2\text{m}$  未満の場合は、絶縁線(側溝・既設舗装継目等)及び近接施工を復旧範囲とすること。
- ②  $a=1.2\text{m}$  以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、 $a$ の範囲内に凹凸等があり、通行支障となる場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③ 既設歩道の表層厚が $t=3\text{cm}$ のときは、計画表層厚 $t=4\text{cm}$ にあわせて不陸整正すること。

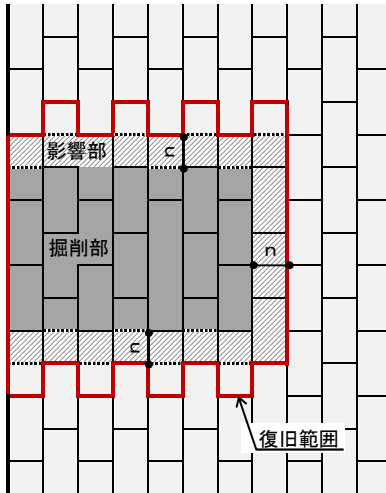
### 3)コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等

コンクリート平板及び特殊ブロック舗装等については、影響部分にかかるブロックを復旧範囲とする。

タイプS-1



タイプS-1

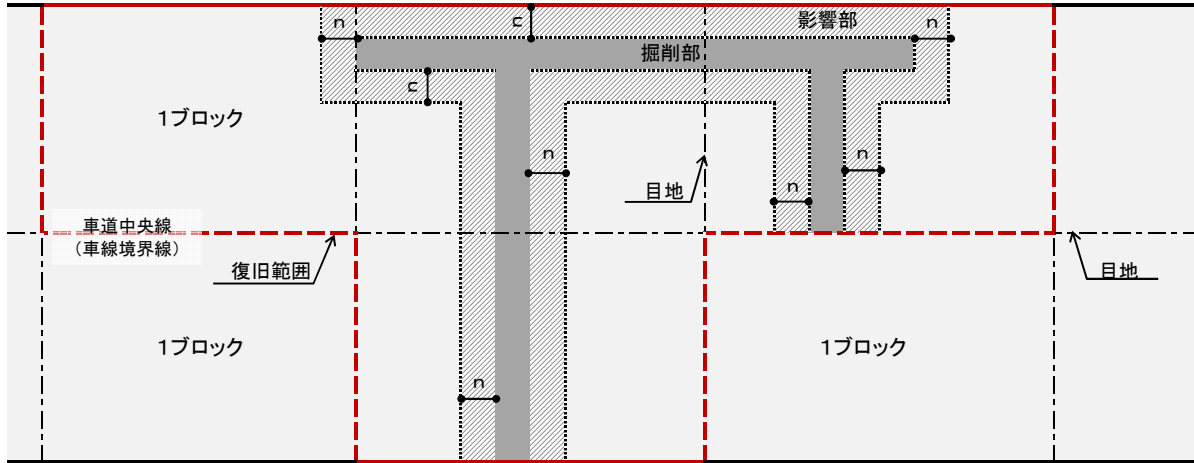


## 復旧範囲図④(その他の復旧パターン)

### 1)コンクリート舗装

目地により区画された1ブロックを復旧範囲とする。

#### タイプT



$$n = k \cdot t$$

k : 1. 4 (コンクリート系舗装)

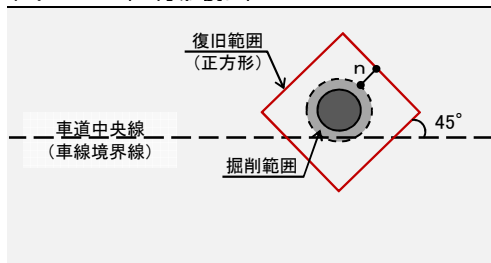
t : 掘削部分の路盤の厚さ

※ 原則として、原形復旧とする。ただし、これにより難しい場合は、道路管理者の指示に従うこと。

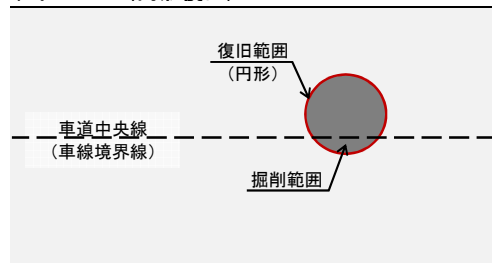
### 2)アスファルト舗装(マンホール・ハンドホール等及び円形施工)

マンホール及びハンドホール等の復旧範囲は正方形とする。なお、その大きさについては影響範囲(n)より算定する。また、道路管理者が認めた場合に限り、円形施工とすることができる。

#### タイプU-1(正方形復旧)



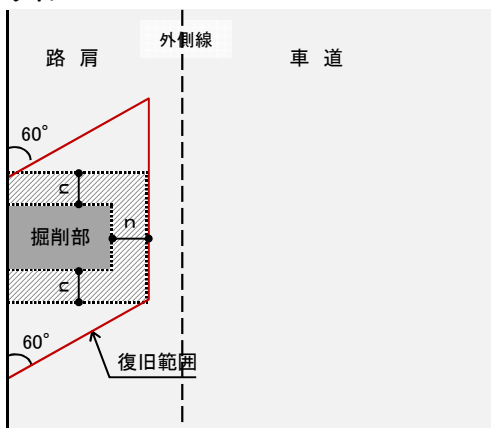
#### タイプU-2(円形復旧)



### 3)アスファルト舗装(車道路肩部)

影響範囲が路肩内のときは、原則として次のとおり復旧する。

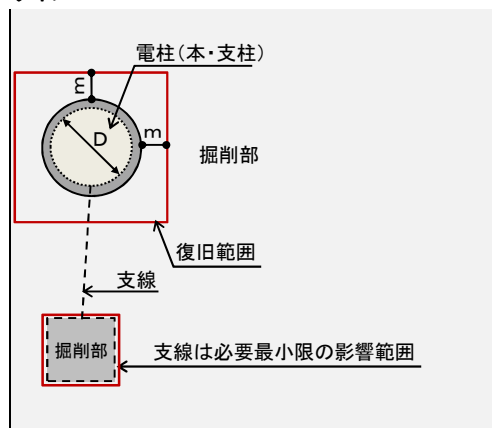
#### タイプH



### 4)アスファルト舗装(電柱等の設置・撤去)

電柱及び支線等の設置撤去に伴う復旧範囲は、原則として次のとおりとする。

#### タイプJ

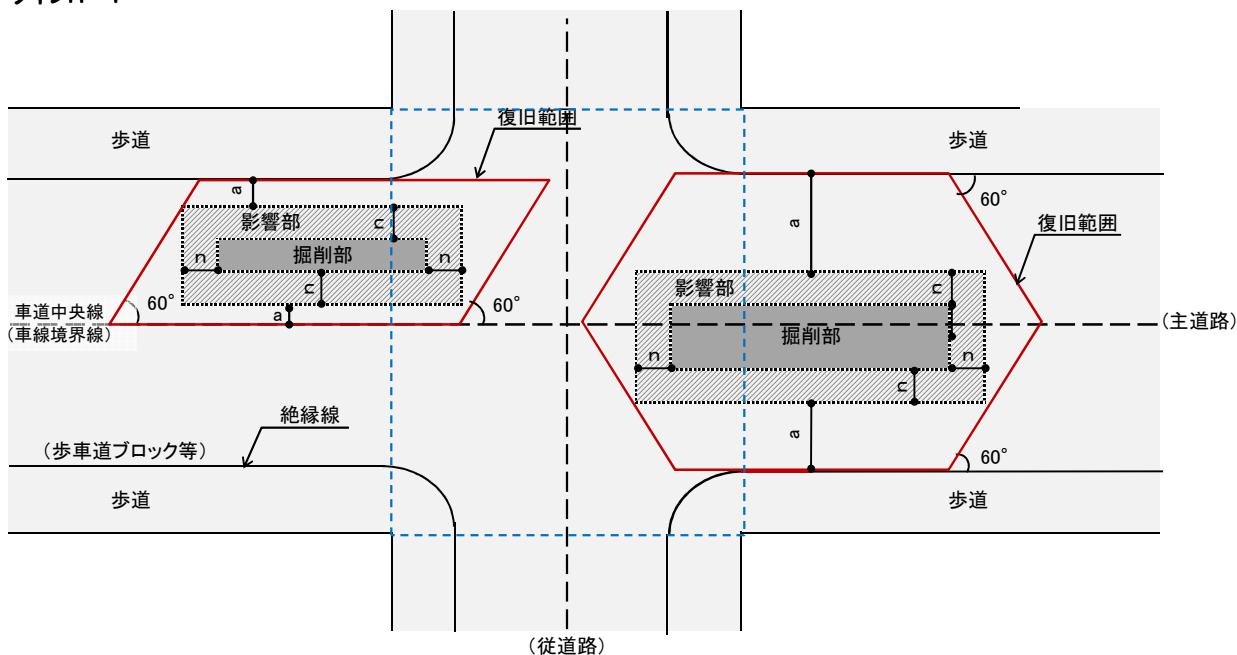


※ 影響範囲の距離は、D(電柱直径)の1.5倍以上とする

#### 4) 交差点部分(2車線以上)

原則として、下記を復旧範囲とする。ただし、これにより難しい場合は道路管理者と協議して範囲を決定する。

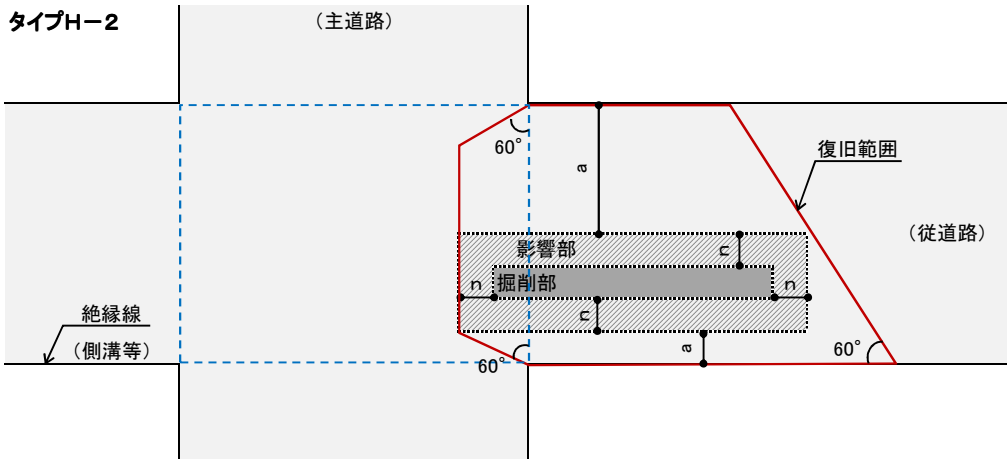
##### タイプH-1



※ 高級舗装道路と高級舗装道路及び国・県道と高級舗装道路との交差点の車道部については、原則として  
 復旧範囲の表層工を、改質密粒度ASで復旧するものとする。

#### 5) アスファルト舗装幅員5.5m未満

原則として、下記を復旧範囲とする。ただし、これにより難しい場合は道路管理者と協議して範囲を決定する。



【注意①】 交通量が多く幅員の広い道路を「主道路」とする。

##### 【注意②】

- ① a=1.2m未満の場合は、絶縁線(センターライン・側溝等)まで復旧すること。
- ② a=1.2m以上の場合は、影響部( --- 点線)まで復旧すること。ただし、aの範囲内にクラックや凹凸等があり、車両通行による振動、騒音等が懸念される場合又は道路管理者の指示があったときは全幅員を復旧範囲とする。
- ③ 道路中央線(センターライン)の表示のない、道路の場合は、アスファルト舗装幅員の中央を車道中央線の位置とみなす。

## 1. 使用材料

アスファルト舗装工に使用する材料については、原則として下記の表に記載されたものとする。ただし、これにより難しいときは、道路管理者と協議するものとする。

使用材料一覧表

	高級舗装	中級舗装	普通舗装	歩道舗装 (車両通行)	歩道舗装
表層工	再生密粒度AS 密粒度AS(縦断勾配7%以上はギャップを使用する) 改質密粒度AS 開粒度AS(排水性) (常温混合物)			開粒度AS(透水性) 再生密粒度AS 密粒度AS (常温合材)	開粒度AS(透水性) 再生細粒度AS 細粒度AS (常温合材)
基層工	再生粗粒度AS 粗粒度AS 改質粗粒度AS			再生粗粒度AS 粗粒度AS 開粒度AS(透水性)	
上層路盤工	水硬性粒度調整鉄鋼 スラグ	再生粒度調整碎石 粒度調整碎石 粒度調整鉄鋼スラグ		再生粒度調整碎石 粒度調整碎石 粒度調整鉄鋼スラグ	
下層路盤工 (路盤工)	再生クラッシュラン クラッシュラン クラッシュラン鉄鋼スラグ				
フィルター層				山砂 川砂等	
路床工	改良土、良質土、山砂				

※ 車両が通行しない路端や車両交通量の少ない道路、又は歩道において、仮復旧後14日以内に本復旧するとき限り、( )での施工を認めるものとする。

※ 上層路盤材は修正CBR80以上とし、下層路盤材は修正CBR30以上とすること。

※ 滑り止め舗装、コンクリート舗装、インターロッキングブロック、平板ブロック等については、原形復旧を原則とし、詳細については、別途協議とする。

※ 高級舗装の交差点及び国・県道との交差点付近の施工範囲及び使用材料については、道路管理者と協議し、決定するものとする。……改質密粒度ASによる復旧を検討

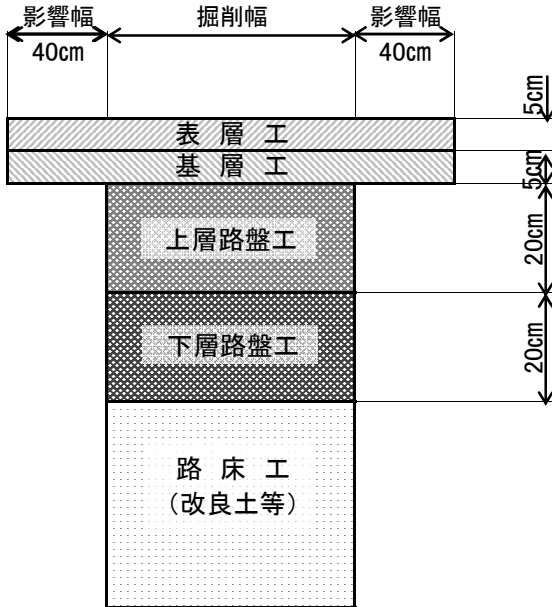
## 2. 設計条件

道路区分	高級舗装	中級舗装	普通舗装(Ⅳ)	普通舗装(Ⅲ)	普通舗装(Ⅱ)	普通舗装(Ⅰ)
車道幅員	—	—	—	4.0m以上 6.0m未満	2.0m以上 4.0m未満	2.0m未満
交通量区分	N5	N4	N3	N3	N2	N1
交通量 (台/日・方向)	250台以上 1000台未満	100台以上 250台未満	40台以上 100台未満		15台以上 40台未満	15台未満
信頼度	90%	90%	90%	75%	75%	50%
設計CBR	3	3	3	3	3	3
目標TA	26	19	15	13	11	8

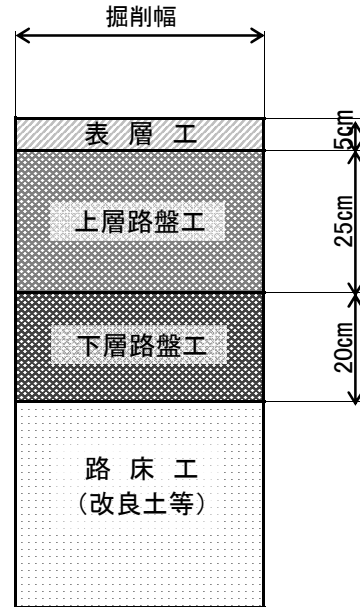
※ 歩道舗装で車両出入口となる場合は、市原市車両出入口設置基準を準拠すること。

# 道路復旧構成図 (1)

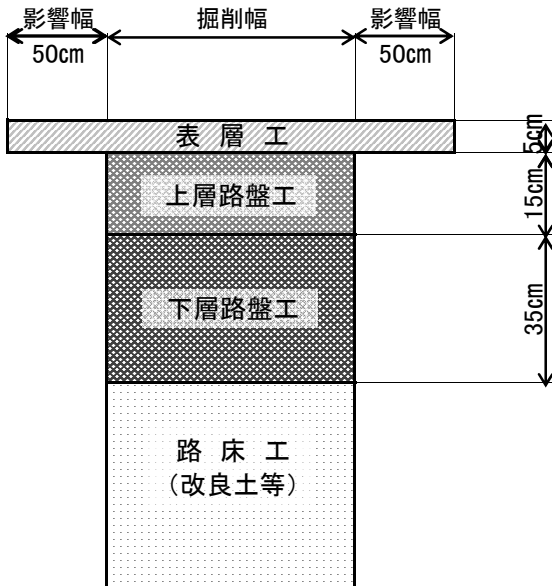
高級舗装  
(本復旧)



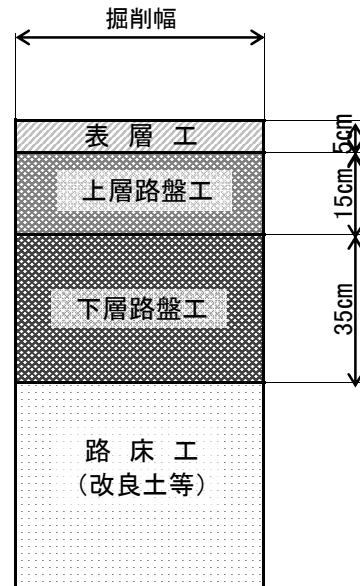
高級舗装  
(仮復旧)



中級舗装  
(本復旧)



中級舗装  
(仮復旧)

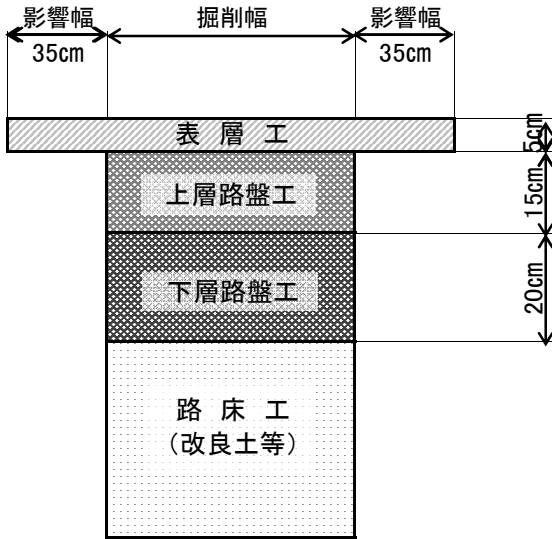


注) 路盤の一層の仕上がり厚は、上層路盤は15cm以下、下層路盤は20cm以下とし、最適含水比で十分に締め固めること。

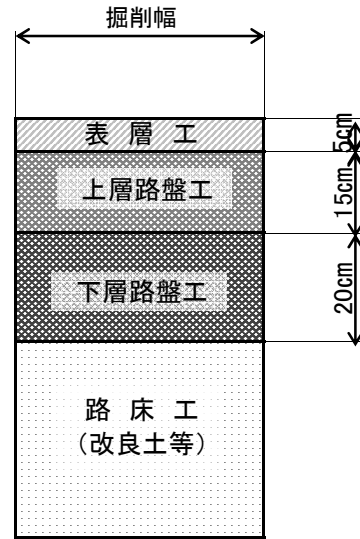
路床土の層全体の厚さは、程度は、最適含水比で十分に締め固めること。

## 道路復旧構成図 (2)

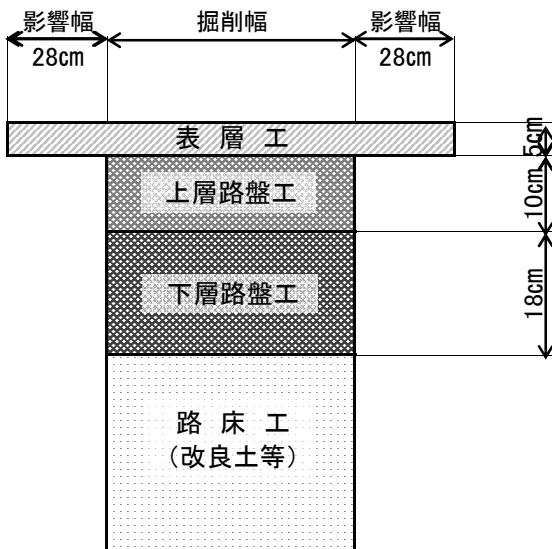
**普通舗装 (Ⅳ)  
(本復旧)**



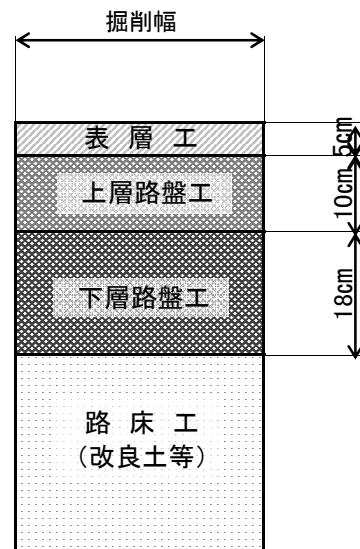
**普通舗装 (Ⅳ)  
(仮復旧)**



**普通舗装 (Ⅲ)  
(本復旧)**



**普通舗装 (Ⅲ)  
(仮復旧)**

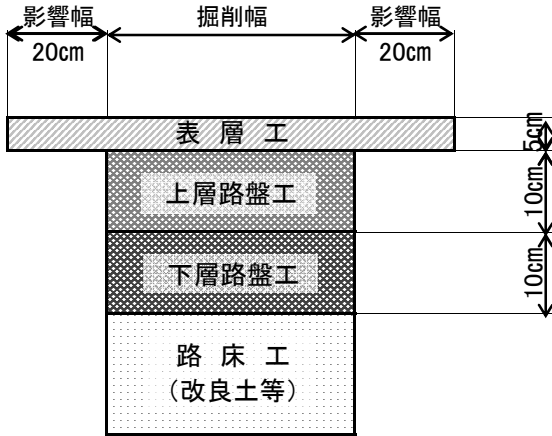


注) 路盤材は均一に敷きならし、最適含水比で端部まで十分に締め固めること。

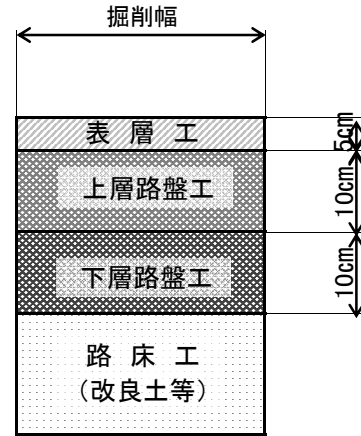
路床土の一層の仕上り厚は、20cm程度とし、最適含水比で十分に締め固めること。

## 道路復旧構成図 (3)

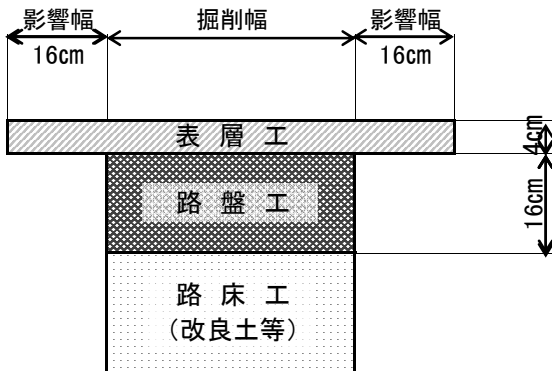
**普通舗装 (Ⅱ)**  
(本復旧)



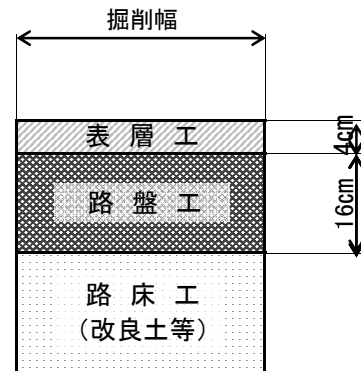
**普通舗装 (Ⅱ)**  
(仮復旧)



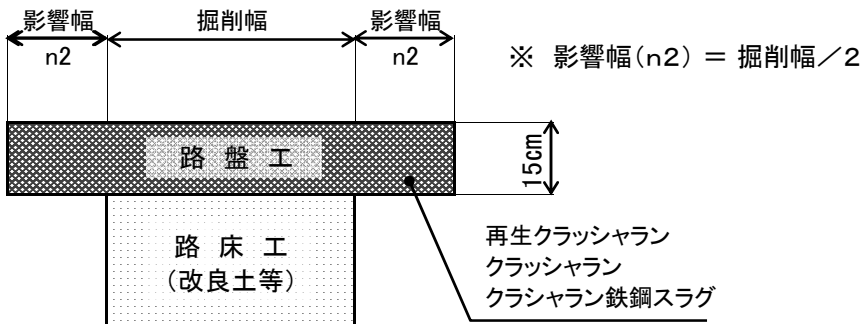
**普通舗装 (Ⅰ)**  
(本復旧)



**普通舗装 (Ⅰ)**  
(仮復旧)



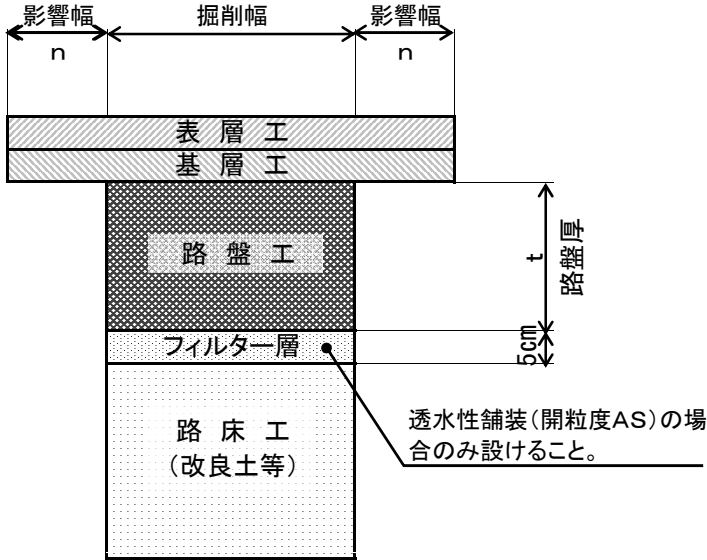
**砂利道**  
(本復旧)



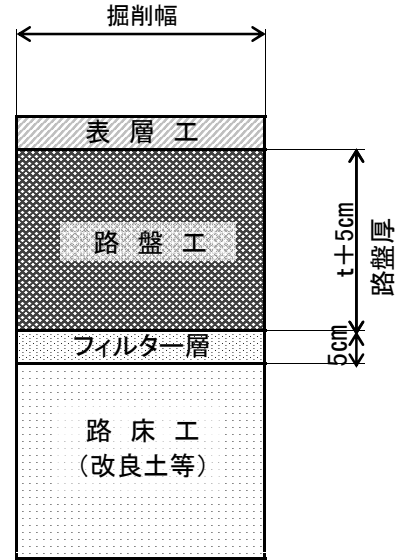


## 道路復旧構成図 (4)

**歩道舗装  
【車両通行】  
(本復旧)**



**歩道舗装  
【車両通行】  
(仮復旧)**

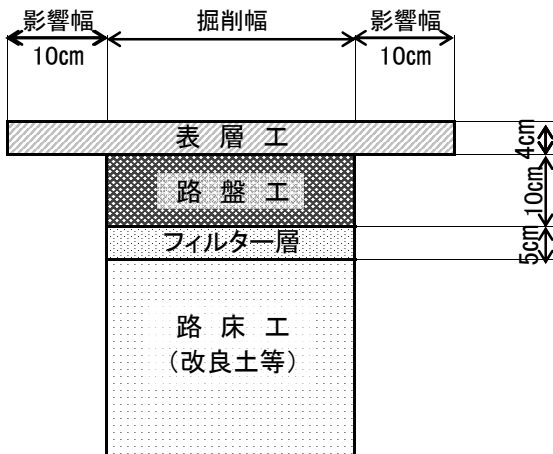


※ 1 表面処理仕上げ(表層、基層)及び路盤厚については、車両出入口設置基準を準拠する。

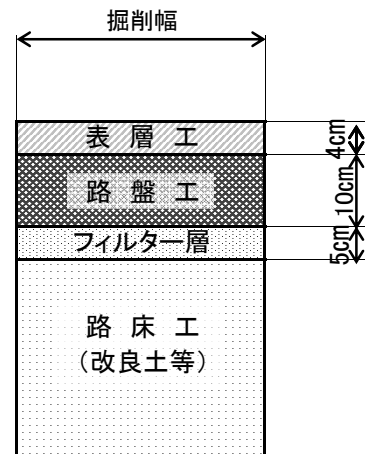
※ 2 アスファルト舗装の場合は、 $t=n$ となる。

注) 路盤の一層の仕上がり厚は、20cm以下とし、最適含水比で十分に締め固めること。また、路床土の一層の仕上がり厚は、20cm程度とし、最適含水比で十分に締め固めること。

**歩道舗装  
(本復旧)**



**歩道舗装  
(仮復旧)**



注) 路盤は均一に敷きならし、最適含水比で端部まで十分に締め固めること。

路床土の一層の仕上がり厚は、20cm程度とし、最適含水比で十分に締め固めること。

## 舗装の設計(舗装設計便覧参照)

### 1. 表層と基層を加えた最小厚さ(舗装設計便覧P77)

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)	表層と基層を加えた 最小厚さ(cm)		アスファルト 舗装要綱	備考
N7	3,000以上	20	(15)	D交通	
N6	1,000以上 3,000未満	15	(10)	C交通	
N5	250以上 1,000未満	10	(5)	B交通	
N4	100以上 250未満	5		A交通	
N3	40以上 100未満	5		L交通	
N2 N1	40未満	4	(3)		

注) ( )内は、上層路盤に瀝青安定処理工法及びセメント・瀝青安定処理工法を用いる場合の最小厚さを示す。  
交通区分N1、N2において、あまり大型車交通量を考慮する必要がない場合、最小厚3cmとすることができる。

### 2. 路盤の最小厚さ(P78)

#### ①舗装計画交通量40台/日・方向以上

工法・材料	1層の最小厚さ
瀝青安定処理	最大粒径の2倍かつ5cm
その他の材料	最大粒径の5倍かつ10cm

#### ②舗装計画交通量40台/日・方向未満

工法・材料	1層の最小厚さ
粒度調整砕石・クラシャーラン	7cm
瀝青安定処理(常温混合式)	7cm
瀝青安定処理(加熱混合式)	5cm
セメント・瀝青安定処理	7cm
セメント安定処理	12cm
石灰安定処理	10cm

### 3. アスファルト舗装の必要等値換算厚(舗装設計便覧P82)

#### 信頼度90%

設計期間10年

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)	設計CBR			アスファルト 舗装要綱	備考
		3	4	6		
N7	3,000以上	45	41	37	D交通	
N6	1,000以上 3,000未満	35	32	28	C交通	
N5	250以上 1,000未満	26	24	21	B交通	破棄
N4	100以上 250未満	19	18	16	A交通	
N3	40以上 100未満	15	14	12	L交通	
N2	15以上 40未満	12	11	10		
N1	15未満	9	9	8		

#### 信頼度75%

設計期間10年

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)	設計CBR			アスファルト 舗装要綱	備考
		3	4	6		
N3	40以上 100未満	13	12	11	L交通	
N2	15以上 40未満	11	10	9		
N1	15未満	8	8	7		

#### 信頼度50%

設計期間10年

交通量区分	舗装計画交通量 (台/日・方向)	設計CBR			アスファルト 舗装要綱	備考
		3	4	6		
N3	40以上 100未満	12	11	10	L交通	
N2	15以上 40未満	10	9	8		
N1	15未満	8	7	7		

※設計CBRが3%未満のときは路床改良を必要とする。

#### 4. 舗装各層に用いる材料(舗装設計便覧P79)

使用する層	工法・材料	品質規格	等値換算係数 <sup>a</sup>
表層 基層	加熱アスファルト 混合物	ストレートアスファルトを使用、混合の性状は舗 装設計便覧P80(表-5.2.12)による。	1.00
上層路盤	瀝青安定処理	加熱混合:安定度3.43kN以上	0.80
		常温混合:安定度2.45kN以上	0.55
	セメント・ 瀝青安定処理	一軸圧縮強さ[7日] 1.5~2.9MPa	0.65
		一次変位量[7日] 5~30 1/100cm	
		残留強度率[7日] 65%以上	
	セメント安定処理	一軸圧縮強さ[7日] 2.9MPa	0.55
	石灰安定処理	一軸圧縮強さ[10日] 0.98MPa	0.45
粒度調整碎石・ 粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR80以上	0.35	
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR80以上 一軸圧縮強さ[4日] 1.2MPa	0.55	
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ・ 砂など	修正CBR30以上	0.25
		修正CBR20以上30未満	0.20
	セメント安定処理	一軸圧縮強さ[7日] 0.98MPa	0.25
	石灰安定処理	一軸圧縮強さ[10日] 0.7MPa	0.25

## 舗装厚の設計

### 設計条件

交通量区分	N5
交通量(台/日・方向)	800
信頼度	90%
設計CBR	3
目標TA	26

判定
OK

### 高級舗装

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	TA(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	5	5.00
基層工	粗粒度As合材	1.00	5	5.00
上層路盤	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	0.55	20	11.00
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	20	5.00
合計Ta			50	26.00

### 設計条件

交通量区分	N4
交通量(台/日・方向)	200
信頼度	90%
設計CBR	3
目標TA	19

判定
OK

### 中級舗装

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	TA(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	5	5.00
上層路盤	粒度調整碎石	0.35	15	5.25
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	35	8.75
合計Ta			55	19.00

### 設計条件

交通量区分	N3
交通量(台/日・方向)	90
信頼度	90%
設計CBR	3
目標TA	15

判定
OK

### 普通舗装(IV) W = 6.0m以上

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	TA(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	5	5.00
上層路盤	粒度調整碎石	0.35	15	5.25
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	20	5.00
合計Ta			40	15.25

### 設計条件

交通量区分	N3
交通量(台/日・方向)	90
信頼度	90%
設計CBR	3
目標TA	15

判定
OK

### インターロッキングブロック舗装等(標準)

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	TA(cm)
表層工	インターロッキングブロック	1.00	8	8.00
上層路盤	セメント(モルタル)	0.00	2	0.00
上層路盤	瀝青安定処理(加熱合材)	0.80	5	4.00
上層路盤	粒度調整碎石	0.35	0	0.00

## 舗装厚の設計

### 設計条件

交通量区分	N3
計画交通量(台/日・方向)	40以上100未満
信頼度	75%
設計CBR	3
目標Ta	13

判定
OK

### 普通舗装(Ⅲ) W = 4.0m以上6.0m未満

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	Ta(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	5	5.00
上層路盤	粒度調整碎石	0.35	10	3.50
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	18	4.50
合計Ta			33	13.00

### 設計条件

交通量区分	N2
計画交通量(台/日・方向)	15以上40未満
信頼度	75%
設計CBR	3
目標Ta	11

判定
OK

### 普通舗装(Ⅱ) W = 2.0m以上4.0m未満

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	Ta(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	5	5.00
上層路盤	粒度調整碎石	0.35	10	3.50
下層路盤	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	10	2.50
合計Ta			25	11.00

### 設計条件

交通量区分	N1
計画交通量(台/日・方向)	15未満
信頼度	50%
設計CBR	3
目標Ta	8

判定
OK

### 普通舗装(Ⅰ) W = 2.0m未満

使用する層	工法・材料	等値換算係数a	層厚(cm)	Ta(cm)
表層工	密粒度As合材	1.00	4	4.00
路盤工	クラッシャーラン・鉄鋼スラグ	0.25	16	4.00
合計Ta			20	8.00